

令和2年（行ウ）第54号 託送料金認可取消請求事件

原 告 一般社団法人グリーンコープでんき

被 告 国（処分行政庁 経済産業大臣）

意 見 書

令和3年4月13日

福岡地方裁判所 第1民事部 合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小島延夫



原告訴訟代理人弁護士

馬場勝外



被告の令和3年3月31日付け第1準備書面（以下「被告第1準備書面」という）について

1 はじめに

原告は、追って、被告第1準備書面について、詳細な反論をする予定であるが、2点だけ指摘しておきたい。

第一に、被告は、従来の発電・送配電・小売が全体として独占事業体によって営まれていたときの一般電気事業の「原価」と、電力自由化がされ、発電事業、送配電事業、小売事業が分離された場合の、一般送配電事業の「原価」が異なることが理解できていないという点である。

第二に、被告は、被告第1準備書面63頁の「2」以下において「本件施

行規則45条の21の2から同7までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令である」との主張を展開するが、これは明らかな誤りであるという点である。

2 「原価」の意味について

被告も述べる通り、電気事業は、もともと、民間が各地で自由に営んでいたが、それが戦時に統一され、戦後、9電力に整備された。9電力は、それぞれ、発電・送配電・小売の事業の全てを営む、地域独占の事業体であった。それゆえに、総括原価方式で、電気事業にかかるすべてのコストが電気料金に反映され、回収されていった。

しかし、その後、発電事業が自由化されていき、さらに、2016年4月に、小売電気事業は完全自由化され、電気事業者は、基本的には、発電、送配電、小売りの3つの事業者に分けられた。

ただし、小売電気事業と発電事業は、事業者間で競争することとなったが、一般送配電事業は、発電事業者から消費者へ電気を届ける、公共インフラとして、各地で独占事業として営まれ、その反面、公正かつ合理的に営まれなければならないものとされ、強い公的監督のもとにある（法18条3項など）。

小売電気事業と発電事業の自由化の目的は、被告も「電力選択の自由をすべての国民に保証し、小売分野における競争を通じて電気事業の効率化を図るため」（被告第1準備書面20頁）とする通り、競争を通じて電気事業の効率化を図り、電気料金を下げていくというところにあった。

その目的からすると、一般送配電事業は、公共インフラであるから、そこでの原価には、小売にかかるコストや発電にかかるコストは含まれず、一般送配電事業を営むために必要な費用に限定されることになる。仮に一部の発電事業者の費用や一部の小売事業者のコストを負担するようになると、適正な競争が担保されないからである。

したがって、一般送配電事業を営むために必要な費用以外のものを託送料の「原価」に含ませることはできないというのが、電力自由化後は、それが

大原則となつたと考えるべきである。託送料金部門が規制料金である以上原価に何が含まれるかは慎重な議論が求められる。

もちろん、法律で例外を特別に定めることは不可能ではない。しかし、特に徴収するものは、公共目的のために例外的に支払義務を課すものであるので、国会が定める法律、すなわち形式的意味での法律で定める必要がある。また、その必要性・相当性などを十分に備える必要がある。

被告第1準備書面における、被告の託送料の「原価」についての主張は、こうした、電力自由化がされ、発電事業、送配電事業、小売事業が分離されたことによって、一般送配電事業の託送料金「原価」の意味が変化したことについての認識を欠くものであって、相当ではない。

被告が挙げる、電源開発促進税は、電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）第1条において「一般送配電事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。」と明示的に規定されているのであって、その意味では、形式的意味での法律による明示的な規定が存在しており、「原価」に含まれることには、形式的には問題がない。

それと比較すると、本件で問題となっている、賠償負担金と廃炉円滑化負担金については、それを一般送配電事業の「原価」に含ませることを定める形式的意味の法律の規定は存在していない。

したがって、本件省令によって新たに設けられた、本件規則の「第5節の2 賠償負担金の回収等」「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」とその中で定められた、一般送配電事業者が、接続供給の相手方（託送受給者）から、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収するべきとする定めは、いずれも、新たに義務を課すものでありながら、法律の委任に基づくものではないので、法41条に違反し、違憲である。

また、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、「営業費として」「算定しなければならない。」とする、本件省令による改正後の本件算定規則4条2項の規定は、委任の範囲を超えるものであって、法および憲法41条に違反し、

違法違憲である。

3 本件施行規則45条の21の2から同7までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令であるとの被告の主張は明らかな誤りであること

そもそも、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、電気事業法のどこにも規定されていない。電源開発促進税のように、別の法律でも規定されていない。

本件省令による改正後の本件規則45条の21の3第1項の定めによって「賠償負担金」が定められた。45条の21の2第1項によって「一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から、回収しなければならない」とされた、「賠償負担金」は、45条の21の3第1項に定めるものをいうと規定されている。本件規則45条の21の3第1項の定め以外に、「賠償負担金」は何かを規定する法令上の定めはなく、本件規則45条の21の2第1項の定め以外に、「賠償負担金」の回収義務を定めるものはない。

同様に、本件省令による改正後の本件規則45条の21の6第1項の定めによって「廃炉円滑化負担金」が定められた。45条の21の2第1項によって「一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から、回収しなければならない」とされた、「廃炉円滑化負担金」は、45条の21の6第1項に定めるものをいうと規定されている。本件規則45条の21の6第1項の定め以外に、「廃炉円滑化負担金」は何かを規定する法令上の定めはなく、本件規則45条の21の5第1項の定め以外に、回収義務を定めるものはない。

これらの省令の定めなくして、そもそも「賠償負担金」も「廃炉円滑化負担金」の定義すら存在しないのである。まして、回収義務は発生しない。

どう考えても、本件施行規則45条の21の2から同7までの一連の規定は、手続きだけを定めるものではなく、執行命令ではない。

また、被告は、別の箇所では、「いかなる費用が「適正な原価」であるかといった細則の策定を経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねた」と主張している（被告第1準備書面の63頁など）。原告は、このような裁量は

ないと考えるが、他方、被告のこの主張は、本件施行規則45条の21の2から同7までの一連の規定が、委任命令としての意味を有することを前提としない限り意味を持たないものであって、執行命令に過ぎないとする主張とは矛盾するものである。

以上の通り、本件施行規則45条の21の2から同7までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令であるとの被告の主張は明らかな誤りである。この主張については、被告は、撤回をされたほうがいいのではなかろうか。

以 上